

令和4年度国民健康保険 保険税率などのお知らせ

▼令和4年度保険税率・賦課限度額

区分		保険税率	賦課限度額	
		令和4年度	改正前	改正後
医療給付費分 国保に加入する すべての方	所得割	5.65%	63万円	65万円
	資産割	—		
	均等割(1人あたり)	27,500円		
	平等割(1世帯あたり)	26,800円		
後期高齢者 支援金分 国保に加入する すべての方	所得割	2.50%	19万円	20万円
	資産割	—		
	均等割(1人あたり)	10,000円		
	平等割(1世帯あたり)	6,870円		
介護納付金分 国保に加入する 40歳以上65歳 未満の方	所得割	1.99%	17万円	17万円
	資産割	—		
	均等割(1人あたり)	11,000円		
	平等割(1世帯あたり)	7,800円		

④町民課 国保年金係 ☎(83)1225
令和4年度は、令和3年度と同じ税率となりますが、資産割の廃止に伴い、3年間据え置きとなっていた資産割を賦課されない被保険者の税率については、令和4年度から経過措置が廃止となるため、税額が上がる場合があります。

また、未就学児の被保険者については、均等割額が半額に、賦課限度額については、医療給付費分が65万円、後期高齢者支援金分が20万円に引き上げとなります。

▼令和4年度、5年度の保険料率

区分	改正前	改正後
均等割額	43,800円	43,100円
所得割額	8.74%	8.78%

▼賦課限度額の引き上げ

改正前	改正後
64万円	66万円

後期高齢者医療保険料率と保険料の賦課限度額が次のとおり改定となります。

令和4年度後期高齢者医療保険 保険料率改定など

○後期高齢者医療被保険者証の送付
8月1日から保険証(桃色)が新しくなります。なお、10月1日の窓口負担の見直しに係る制度改正(2割区分の新設)に伴い、8月1日から9月30日までの保険証は、7月中に送付します。また、10月1日から使用できる保険証は、9月中に改めて送付します。

○後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証の送付
現在、認定証をお持ちの方に、8月1日から使用できる新しい認定証を7月中に送付します。新規に申請される方は、役場にて手続きをお願いします。

	情報公開請求	個人情報開示請求
公開	3件	3件
一部公開	13件	1件
非公開など	6件	0件
合計	22件	4件

※個人情報を取り扱う事務件数は509件でした

情報公開制度では、公平で開かれた町政を推進するため、町が保有する行政文書を皆さんの請求に応じて公開しています。個人情報保護制度では、町が保有する個人情報の保護と利用について運用方法を定めており、自分の個人情報(自己情報)を開示請求することができます。

公開請求・開示請求について
行政文書公開請求は、どなたでも請求することができます。個人情報の開示を請求できるのは、本人または法定代理人などです。

【請求方法】
所定の請求書に氏名などの必要事項を記入して提出してください。口頭や電話による請求はできません。個人情報の開示請求の場合は、本人または代理人であることを証明する書類が必要です。

【手数料】
写しの交付や郵送による請求をする場合は、実費をいただきます。

公開請求・開示請求は、総務課で受け付けていますので、ご利用ください。

令和3年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況

④総務課 庶務係 ☎(83)1221